

(様式)

普及項目	養殖
漁業種類等	養殖業
対象魚類	魚類
対象海域	-

水産用医薬品の使用に係る巡回指導

県北広域本部水産課・島田小愛

【背景・目的】

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づき、未承認医薬品の使用禁止、水産用医薬品の対象魚種や用法用量、使用禁止期間等の適正な使用について、管内養殖業者への巡回指導を行い、養殖水産動物に対する安全・安心を確保することを目的とした。

【普及の内容・特徴】

(1) 実施概要

3地区計5業者(2魚種)について巡回指導を行った。その概要は以下のとおり。
なお、巡回指導には各地区を管轄する家畜保健衛生所の職員も同行した。

地区	年月日	業者	同行者	養殖種
阿蘇 (阿蘇郡高森町)	R4.10.21	1	阿蘇家畜保健衛生所 1名	ヤマメ、ニジマス
城北 (山鹿市菊鹿町)	R4.12.7	2	城北家畜保健衛生所 2名	ヤマメ、ニジマス
中央 (上益城郡山都町)	R4.12.20	2		ヤマメ、ニジマス

(2) 医薬品の適正指導および経営状況の聞き取り

養殖業者に、飼育魚種、尾数などの飼育基礎データ、魚病の発生状況、水産用医薬品の使用・保管状況、飼育魚の健康状態の確認、経営状況の聞き取りを行った。

【成果・活用】

巡回した業者の中で、違法な水産用医薬品の使用等は確認されなかった。

また、「水産用医薬品について」(2022年1月31日 農林水産省 消費・安全局畜水産安全管理課)に従い、水産用医薬品の使用等について業者に指導を行い、有効期間が切れた水産用医薬品については、適切に処分するよう指導した。

経営状況の聞き取りでは、物価高騰の影響により餌料価格が前年より1~2割程度高くなったという業者が多く、今後の経営に不安を抱えているとの声があった。

【達成度自己評価】

3 おおむね達成できたが、取組に改善を要する等の課題も見られた(51%~75%)

(様式)



図 1 水産用医薬品について説明



図 2 水産用医薬品使用記録の確認



図 3 水産用医薬品保管状況の確認



図 4 飼育魚の健康状態確認



図 5 経営状況の聞き取り